



元教参学第 12 号
令和元年 6 月 27 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好



(印影印刷)

スクール・ゾーンの設定の推進について（依頼）

児童生徒等の安全確保につきましては、これまでも格段の御尽力をいただいているところです。さる5月に、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

政府においては、相次ぐ交通事故の発生を受け「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」を開催し、6月18日に「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定したところです。

当該対策においては、スクール・ゾーンの設定を推進し、学校の周囲における交通安全対策につなげていくこととされておりますので、下記の点に留意し、積極的に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. スクール・ゾーンの設定及び定着化の推進

教育委員会、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部（以下「幼稚園等及び小学校等」という。）においては、学校の周囲における交通安全対策につなげるため、幼稚園等及び小学校等を中心に周囲 500 メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進すること。

なお、スクール・ゾーンの範囲は地域の実情に応じて柔軟に設定して差し支えない。

2. スクール・ゾーンにおける道路交通安全環境の整備

教育委員会並びに幼稚園等及び小学校等においては、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて経路の変更等の適切な措置をとるとともに、学校関係者、地域の警察、道路管理者等から構成される「通学路交通安全プログラム」に基づく推進体制等を活用し、必要な交通規制や交通安全施設等の整備等について協議するなど、スクール・ゾーン内の子供の安全な通行を確保するための取組を推進する。

あわせて、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検や「通学路交通安全プログラム」に基づく関係機関との合同点検の結果も踏まえた対策も推進すること。

なお、スクール・ゾーンについては、住民の意向なども踏まえ地域の実情に即した対応が行われることが必要である。

【参考】

○2019年度文部科学省交通安全業務計画（抄）

第3 主要対策

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学路における交通安全の促進

ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会，幼稚園等及び小学校等においては，地域の警察，道路管理者等の協力を得て，幼稚園等及び小学校等を中心に周囲500メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。

※2019年度文部科学省交通安全業務計画の送付について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416997.htm

○昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201906/18koutsuuanzen.html

○未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（内閣府ウェブサイト）

（本文）

<https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/sougou/pdf/20190618/taisaku.pdf>

（概要）

<https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/sougou/pdf/20190618/gaiyou.pdf>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線2695）
E-mail：anzen@mext.go.jp